

【参考】読書バリアフリー法の概要

推進協議会第1回専門部会

R8.7.29

参考資料4

目的（1条）

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する

基本理念（3条）

- ・ アクセシブルな電子書籍等が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍が提供されること
- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・ 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施（4条）
- ・ 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施（5条）

基本計画の策定（7条・8条）

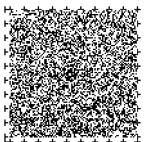
- ・ 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画を定めなければならない。（7条）
- ・ 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。（8条）

基本的施策（9条から17条まで）

- ・ 視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）
- ・ インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
- ・ 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）
- ・ 端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
- ・ 情報通信技術の習得支援（15条）
- ・ 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

協議の場等（18条）

関係者による協議の場を設ける



（令和元年6月21日施行）